

Ⅲ 男女共同参画関連用語解説

用 語	解 説
一般事業主行動計画 (次世代育成支援対策推進法)	企業が、子育てをしている労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が 101人以上の企業に策定が義務づけられ、その他の企業は努力義務となっている。
一般事業主行動計画 (女性活躍推進法)	企業が、女性の職業生活における活躍に向けて、採用から配置・育成、妊娠・出産・子育て期を通じた継続就業、登用促進などの取組を行うために策定する計画。常時雇用する労働者が 301人以上の企業に策定が義務づけられ、その他の企業は努力義務となっている。
L G B T	女性の同性愛 (Lesbian)、男性の同性愛 (Gay)、両性愛 (Bisexual)、性別にとられない在り方を持つ人 (Transgender) の頭文字を取った総称。
S N S (ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス)	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的に見ると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下は見られない。
エンパワメント	力をつけること。また、自ら主体的に行動することによって状況を変えていこうとする考え方のこと。
家族経営協定	家族農業経営に携わる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。
クオータ制 (割当制)	積極的改善措置 (ポジティブ・アクション) の手法の一つであり、人種や性別などを基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと。
固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。 人間には生まれつきの生物学的性別 (セックス／sex) がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー／gender) という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。
仕事と家庭の両立応援宣言	本県が実施している取組で、企業・事業所のトップの方から、従業員が仕事と家庭の両立ができるような「働きやすい職場づくり」の取組を宣言してもらう制度。
持続可能な開発のための 2030 アジェンダ	平成13(2001)年に策定されたミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs) の後継として平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から平成42(2030)年までの国際目標。MDGsの残された課題 (例: 保健、教育) や新たに顕在化した課題 (例: 環境、格差拡大) に対応するように、新たに17ゴール・169ターゲットからなる持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs) が設けられており、ゴール5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワメントが掲げられている。
若年層の性暴力被害予防月間	毎年入学・進学時期である4月を「若年層の性暴力被害予防のための月間」とし、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するもの。令和2年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議において決定された。
周産期	妊娠22週から出生後7日未満のことをいう。周産期医療とは周産期に関する医療であり、周産期母子医療センターの整備等により、母体又は児におけるリスクの高い妊娠に対する医療及び高度な新生児医療等の提供を推進している。

用 語	解 説
女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）	昭和54年（1979年）に国連総会で我が国を含む 130か国の賛成によって採択され、昭和56年（1981年）に発効。我が国は昭和60年（1985年）に批准。女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定する。 なお、同条約第1条において、「この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」と規定されている。
女性に対する暴力をなくす運動	毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。
ジョブ・ローテーション	職員が様々な職務を経験し、幅広い業務知識や技能を習得する機会を確保するために、定期的に職員の配置換えを行っていくこと。
人権週間・人権啓発強調月間	1948年（昭和23年）12月10日、国際連合の第3回総会において、世界の全ての人々と国々が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択された。これを記念して、我が国では毎年12月4日から10日までの1週間を「人権週間」と定めており、この週間中に、全国各地において集中的な人権啓発活動が行われる。 また、本県では、8月を「人権啓発強調月間」と定め、人権の大切さについて考えるきっかけとなるような様々な取組を行っている。
ストーカー行為	特定の者に対し、一方的に好意の感情や関心を抱き、執念深くつきまとい、相手に迷惑や攻撃や被害を与える行為を繰り返し行うこと。
性的指向	性的指向とは、人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものであり、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。
セクシュアルハラスメント	性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な性質の言動で、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれる。
ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会という。
男女共同参画週間	男女共同参画社会基本法（平成11年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13年度から毎年6月23日から6月29日までの1週間を「男女共同参画週間」とし、各種行事等を全国的に実施している。
男女共同参画苦情処理制度	宮崎県男女共同参画推進条例第14条に基づき、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策などについての苦情の申出を受け付ける制度。
デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者から振るわれる暴力。
デュアル訓練	「働きながら学ぶ、学びながら働く」ことにより若者を一人前の職業人に育てる新しい職業訓練システム。座学と企業における実習訓練を実施する。
DV（ドメスティック・バイオレンス）	配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった人から振るわれる暴力。身体的、精神的、性的、経済的暴力などがある。
認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を作成し、市町村の認定を受けた農業者。
農山漁村女性の日	農林水産省の提唱により、農山漁村女性の役割を正しく認識し、女性の能力の一層の活用を促進することを目的として3月10日を「農山漁村女性の日」として制定した。
バリアフリー	高齢者・障がい者等が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去（フリー）すること。物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁など全ての障壁を除去するという考え方のこと。
ピアカウンセリング	何らかの共通点（同じような環境や悩み）を持つ（又は経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリングのこと。

用 語	解 説
ひなたMBA (みやぎビジネスアカデミー)	広い視野や戦略性など実践的で高度な経営理念を持って地域経済をけん引する産業人材を育成することを目的として、県、経済団体及び金融機関等が連携して体系的に実施する、様々な業種に共通して求められるビジネススキルを身に付けるための人材育成プログラムの総称。
ファミリー・サポート・センター	急な残業や子どもの病気などに対応するため、“育児の援助を受けたい人”と“育児の援助を行いたい人”が会員登録し、地域において相互に助け合う有償ボランティア組織。
フレックスタイム制度	1か月以内の一定期間（清算期間）における総労働時間をあらかじめ定めておき、労働者はその枠内で各日の始業及び終業の時刻を自主的に決定し働く制度のこと。
放課後児童クラブ	労働などの事情により昼間保護者が家庭にいない小学生の児童に対し、放課後や長期休暇中、保護者に代わって保育を行う制度。
ポジティブ・アクション	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。 例えば、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されている。 男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれている。
マミートラック	子育て中に重要な仕事を経験できず、その後もキャリアが形成できない状態。
みやぎ学び応援ネット	県民の生涯学習の取組を支援するために、県内の各市町村、社会教育関係施設、文化施設、大学等から提供された情報をインターネットを通じ提供するシステム。
メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方のこと。
リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成6年（1994年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7年（1995年）の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障がいがないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。 また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時期を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。 なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。定義の詳細については、第4回世界女性会議 行動綱領（1995）のパラグラフ94、95、106（k）を参照。 URL: http://www.gender.go.jp/international/int_norm/int_4th_kodo/index.html
リベンジポルノ	元交際相手の性的な写真等を嫌がらせ目的でインターネット上に公開することなどをいう。このような行為の多くは、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）による規制の対象となる。なお、同法の規制対象は必ずしもこのような行為に限定されるものではない。
6次産業化	農林水産業・農山漁村と2次産業・3次産業を融合・連携させることにより、農林水産物を始めとする農山漁村の多様な「資源」を利活用し、新たな付加価値を生み出す地域ビジネスや新産業を創出すること。
ロコモティブシンドローム（運動器症候群）	運動器の障がいのために自立度が低下し、介護が必要となる危険性の高い状態と定義される。ロコモティブシンドロームの予防の重要性が認知されれば、個々人の行動変容が期待でき、国民全体として運動器の健康が保たれ、介護が必要となる国民の割合を減少させることが期待できる。
ロールモデル	将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考とする役割モデル。
ワンストップ・サービス	複数の手続を一つの窓口で行えるようにすること。